

名古屋市は、医療的ケア児の保育を保育所等にて実施するにあたり、次のことを定めています。

## 1. 保育所等での医療的ケアとは

保育所等は保育を提供する場であることから、医療的ケア児がクラスの中の一人として、生活できるよう、医療的ケア及び保育を行っていきます。

## 2. 受入れの要件

- (1) 名古屋市の定めた保育の必要な事由に該当すること
- (2) 主治医が集団保育可能であると判断し、保育所等への登園を許可していること
- (3) 病状や健康状態が安定していること
- (4) 日常的に自宅で行っている医療的ケアが確立していること

※必要な医療的ケア及び医療的ケア児の状態等に応じ、安全に医療的ケア実施ができる保育所等にて受入れを行います。

## 3. 対応できる医療的ケアの内容

- (1) 経管栄養、(2) 導尿、(3) たん吸引、(4) 酸素吸入、(5) ネブライザー吸入
- (6) インシュリン注射(血糖測定を含む)、(7) その他市長が認めたもの

緊急時を除き、医師の指示により定められた範囲で上記の医療的ケアを行います。

## 4. 対象年齢

3歳児クラス以上を基本とします。

ただし、就労等の保育の必要性がある子どもについては、子どもの状況と施設の状況に応じて受入れを行います。

## 5. 受け入れ時期

4月1日入所を基本とします。

## 6. 医療的ケアが可能な日及び時間

医療的ケアを提供できる日時は、各施設の職員体制や、必要な医療的ケア及び医療的ケア児の状態等に応じて、個別に調整します。

## 7. 医療的ケアの対応者

保育中の医療的ケアは基本的に看護師等が行うものとします。

## 8. 保護者のご協力、ご理解

医療的ケア児が適切な医療的ケアを受けたり、安全に保育所等で過ごしたりするには、保護者のご協力とご理解が不可欠です。保育所等の集団生活の中で提供ができる医療的ケアと、医療機関及び療育機関において提供をしている医療的ケアは必ずしも一致しません。入所後も当日の子どもの健康状態や実施体制によっては医療的ケアを実施できないことがあります。また状況に応じて保育活動に保護者の付き添いをお願いすることがあります。

保育所等で医療的ケアを実施するためには医師の指示書が必要です。指示書を記載してもらうにあたり文書料が発生する場合は自己負担となりますのでご了承ください。また保育所等で医療的ケアを実施する前に、主治医との面談(手技研修を含む)に立ち会う必要があります。また、必要な場合は、ご提出いただいた資料について、医療機関等に内容の照会をすることがあります。

医療器具等の物品準備、医療ゴミのご家庭での廃棄など、様々な場面をお願いすることがございます。ご理解、ご協力をお願いいたします。

上記について同意し、保育所等の利用申し込みをします。

令和 年 月 日

保護者署名 \_\_\_\_\_